

# 三島市介護支援専門員連絡協議会会則

## (目的)

第1条 本会は、介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で適切な保健福祉サービスをうけることができるよう社会支援の確立を目指し、三島市内の在宅・施設サービス事業に従事する介護支援専門員（以下「専門員」という。）相互の資質向上と、介護保険制度の円滑な推進、地域福祉への寄与を目的として発足する。

## (名称)

第2条 本会は、三島市介護支援専門員連絡協議会と称する。

## (事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 介護保険事業の管理・運営に関する情報収集と調査研修
- (2) 症例検討を中心としたお互いの意見交換と研鑽
- (3) 介護計画作成・介護講座等実務研修
- (4) 講師を招聘しての講演会の実施
- (5) 地域における今後の保健福祉医療の望ましい将来像の検討
- (6) 介護保険制度の趣旨・制度・内容の周知を図るための広報活動
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業の展開

## (会員)

第4条 本会の会員は、個人の資格で、趣旨に賛同する介護支援専門員の資格を有する者、実務研修受講予定者をもって組織する。

## (役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 若干名
- (3)事務局長 1名
- (4)運営委員 若干名
- (5)会計 若干名
- (6)会計監事 若干名

## (協力委員)

第6条 本会の運営を円滑にするため、協力委員を置く。

- (1) 協力委員は、会員間の連絡及び本会運営の活性化に努める。
- (2) 委員の定数は及び選出その他は、役員会で定める。

(役員の選出)

第7条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 役員は総会に於いて選出する。
- (2) 会長、副会長、事務局長、運営委員、会計は会計監事を兼ねる事が出来ない。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、役員と協力委員を構成し、事務を執行処理する。
- (4) 運営委員は、会の目的を達成するため、会則に定める事業の規格運営に参画する。
- (5) 会計は、会の収入・支出全般の経理事務を行う。
- (6) 会計監事は、本会の会計事務を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

- (1) 補欠により就任した役員の任期は、前任者の補欠期間とする。

(総会)

第10条 総会の招集・決議は、次のとおりとする。

- (1) 総会は、会長が毎年1回定期招集する他、隨時、臨時総会を開催するものとする。
- (2) 総会は、会則で別に定めるものの他、本会の運営に関する重要事項を決議する。
- (3) 総会による議決は、出席者の過半数の賛成をもって決議する。
- (4) 特別な事由により正常な定期総会の開催が困難な場合には書面決議を行い、表決書の過半数の賛成をもって決議する。

第11条 役員会は、会長、副会長、事務局長、運営委員、会計、会計監事をもつて構成し、必要に応じ会長が招集するとともに次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(経費)

第12条 会を運営するに当つての経費は、年会費、寄付金等、財産から生ずる利子収入他とする。

(会計年度)

第 13 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(年会費)

第 14 条 本会の年会費は 1 人 2,000 円とする。ただし年会費は、総会の過半数の承認を得て改定できるものとする。

(自然退会)

第 15 条 本会の年会費を 2 年間連続して納入なきときは、本会を自然退会とみなす。

(事務局)

第 16 条 本会の事務を処理するため、事務局を三島市谷田字藤久保 2276 三島市錦田地区地域包括支援センター内に置くこととする。

(役員報酬)

第 17 条 役員会開催毎 500 円支給する。

付則

この会則は、本会設立の日から施行する。

施行日 平成 11 年 10 月 19 日

改定 平成 17 年 4 月 9 日

改定 平成 19 年 4 月 27 日

改定 平成 20 年 4 月 19 日

改定 平成 23 年 4 月 14 日

改定 平成 30 年 4 月 12 日

改定 令和 2 年 6 月 2 日

改定 令和 3 年 5 月 19 日